

総社市雇用対策に関する協定書（案）

～ 総社市で「働きたい」「雇用したい」を応援する ～

総社市（以下「市」という。）と厚生労働省岡山労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用の促進・労働環境の改善に連携して取り組むため、次のとおり雇用対策に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市が行う地域活性化，雇用創出その他の雇用に関する施策と，労働局における職業紹介，雇用保険，企業指導その他の雇用に関する施策とが密接な連携のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう，それぞれの施策について一体的に進めていくための連携・協力の内容を定め，市の雇用対策に強力に取り組むことを目的とする。

（事業内容）

第2条 市及び労働局は，次に掲げる事業の具体的内容及び実施方法を定め，これを推進するために，定期的に協議を行うものとする。

- 1 連携体制の強化による雇用対策の推進
- 2 市及び倉敷中央公共職業安定所総社出張所との間で，平成23年5月25日に締結した「福祉から就労」支援事業に関する協定に基づく一体的実施事業の促進
 - （1）障がい者の就労支援
 - （2）生活保護受給者，児童扶養手当受給者など生活困窮者の就労支援
 - （3）日系外国人等の就労支援
- 3 若年者の就職促進及び自立支援対策の推進
- 4 女性の就業希望等の実現
- 5 産業振興と雇用創出・雇用確保の一体的な取組
- 6 その他市及び労働局がその都度必要と認めた事業

（要請）

第3条 市長及び労働局長は，住民の福祉及び雇用に資する観点から，第2条に掲げる事業の実施に関して相互に要請することができ，当該要請について誠実かつ迅速に対応するものとする。

(運営協議会の設置)

第4条 市と労働局は、この協定書に基づく事業を計画し、実施するために、運営協議会を設置する。

2 運営協議会は必要の都度開催することとし、事業計画及び事業報告を審議する。

3 この協定に定めるもののほか、本協定に基づく事業の実施に必要となる詳細な事項については、別途定める。

(目標設定及び業績評価)

第5条 運営協議会は、第4条第2項の事業計画を審議するにあたり、数値目標を定めるものとする。

2 運営協議会は、第4条第2項の事業報告を審議するにあたり、前項の数値目標に対する業績の評価を行い、改善策等を協議する。

(秘密保持)

第6条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 本協定の内容に疑義を生じた場合又は本協定について改定する必要性が生じた場合は、市及び労働局は誠意をもって協議し、定めることとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市 労働局双方署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年 7月 1日

総 社 市 長 片岡 聡一

厚生労働省岡山労働局長 三上 明道